

政令第十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十四の五の項中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同表十四の六の項及び十四の七の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表十六の項の2のホの(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十四万円」を「百九十五万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十六万円」を「二百二十七万円」に改め、同表二十一の項の4のイ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項の4のロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同項の4のハ中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表三十七の項の1中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表三十九の項の1中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項の2中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同表四十の項中「八千円」を「八千百円」に改め、同表四十一の項中「二万六百元」を「二万七百元」に改め

、同表五十二の項の5のイ中「九千円」を「九千三百円」に改め、「以下」の下に「この項及び八十七の項において」を加え、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項の5のロ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項の5のハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項の5のホ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項の6のイ中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千百円」を「七千四百円」に改め、同項の6のロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表六十七の項のロ中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表六十八の二の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表七十の三の項中「九千七百円」を「九千八百円」に改め、同表七十三の項の1のイ中「五千九百円」を「六千円」に改め、同項の1のロ中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項の2中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同項の3中「二千元」を「二千百円」に改め、同表八十七の項の4中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改め、同表九十一の項の1のイ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表百三の項の2中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

## 理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額の標準を引き上げる必要があるからである。